

奈良県広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第29号

奈良県広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 高齢者部分休業の承認は、次項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日を期間の初日とし、1週間を通じて18時間45分を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、奈良県広域水道企業団の職員の定年等に関する条例（令和7年2月条例第20号）第3条に規定する年齢から5年を減じた年齢とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和7年2月条例第32号）第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに地域手当及び管理職手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和7年2月条例第8号）第1条第1項第2号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）及び同項第3号に規定する日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長

の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。